

第 1 章 ビジョンの策定にあたって

1. ビジョン策定の背景と趣旨

- 子ども・子育て支援法第 61 条に基づく子ども・子育て支援事業計画である「第 2 期郡山市ニコニコ子ども・子育てプラン」を 2020（令和 2）年 3 月に策定し、「誰一人取り残さない子育て支援」の実現を目指した各種施策に取り組んでいます。
- 公共施設の質と量の最適化と安全・安心で持続可能な維持管理を実現するため、2016（平成 28）年に「郡山市公共施設等総合管理計画」を策定し、その個別計画の中で、公立保育所についても施設ごとの個別施設方針を検討することとなっています。
- 上記 2 つの計画を着実に推進し、適切な保育・幼児教育サービスを持続的に提供していくため、郡山市の保育・幼児教育における基本方針となる保育・幼児教育ビジョンを策定します。

2. 保育・幼児教育を取り巻く状況について（全国的な動向）

◆少子高齢化

- 日本は、2008（平成 20）年をピークとして既に人口減少時代に突入しており、国立社会保障・人口問題研究所の日本将来推計人口によれば、今後一貫して人口が減少し続けると推計されています。
- 若い世代の人口減少や婚姻数の減少は出生数・出生率の低下を招いており、これらは総人口に占める高齢者世代の割合の増加につながっています。

◆子ども・子育て新制度及び幼児教育・保育の無償化

- 国では、2015（平成 27）年 4 月から幼児期の教育や保育、地域の子育て支援の量の拡充や質の向上を進める「子ども・子育て支援新制度」をスタートさせました。
- 国においては、保育・幼児教育の重要性や少子化を背景に、これまで段階的に推進してきた幼児教育・保育の無償化の取組みを一気に加速させるとし、2019（令和元）年 10 月から、3 歳から 5 歳までのすべての子ども及び 0 歳から 2 歳までの住民税非課税世帯の子どもについて、利用料を無料化する「幼児教育・保育の無償化」を実施しています。

◆女性の出産・子育て期の就業率の上昇

- 女性の年齢別就業率は、出産・育児期に落ち込み、再び上昇する M 字カーブを描いていますが、30 歳から 39 歳の就業率は 2010（平成 22）年に比べ 2015（平成 27）年で上昇しています。
- 女性の就業率の上昇や女性活躍推進などの社会情勢の変化を踏まえ、就業先の勤務体系に応じた多様な保育ニーズに応えていく必要があります。

◆特別な配慮を必要とする子どもの増加

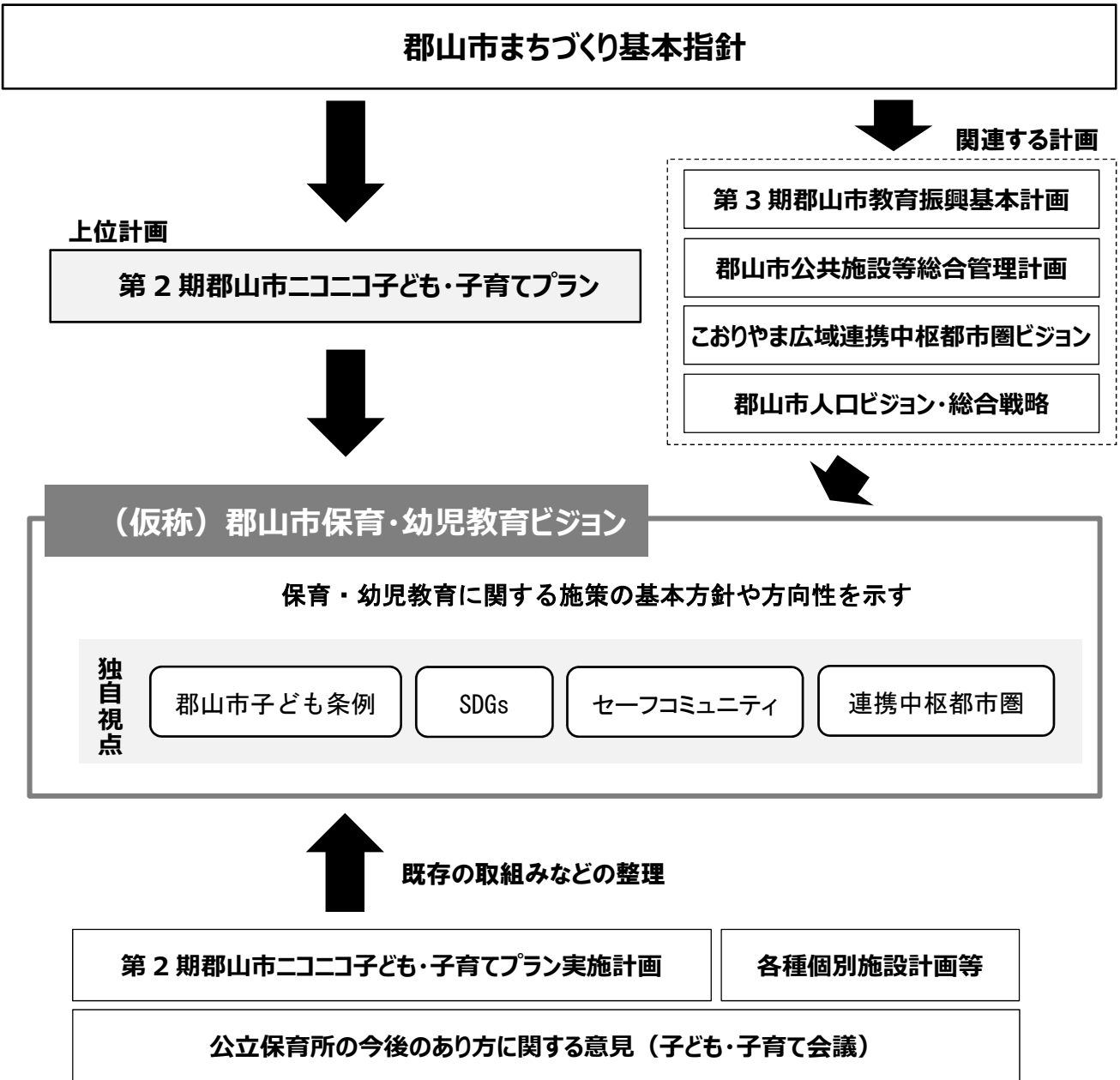
- 就学前児童が減少している中、2021（令和 3）年 1 月「新しい時代の特別支援教育の在り方に関する有識者会議報告（文部科学省）」において、義務教育段階への就学予定者で、市区町村教育委員会が専門家の意見を聴取するための教育支援委員会等で調査・審議対象となった障がいのある子どもの数は増加傾向にあるとされています。
- 児童虐待の通告受理件数は年々増えています。

◆保育者の不足

- 2021（令和 3）年 1 月の有効求人倍率は全職種 1.15 に対し保育士は 2.94 と、施設を支える保育者が恒常的に不足しています。
- 保育現場の ICT 化・自治体手続等標準化検討会報告書（平成 30 年・経済産業省）では、保育の安定供給・質の向上等を図るためには、IoT 等による保育士業務負担の軽減や保育関連データの活用促進が重要と考えられていますが、保育現場では、未だ十分に活用をされていないとの指摘がされています。

3. ビジョンの位置づけ

- 本ビジョンは、就学前の子どもに係る分野のうち、保育・幼児教育について、課題や市民ニーズを分析・検証し、郡山市まちづくり基本指針などと整合を図りながら、基本方針や取組みの方向性を示すものです。



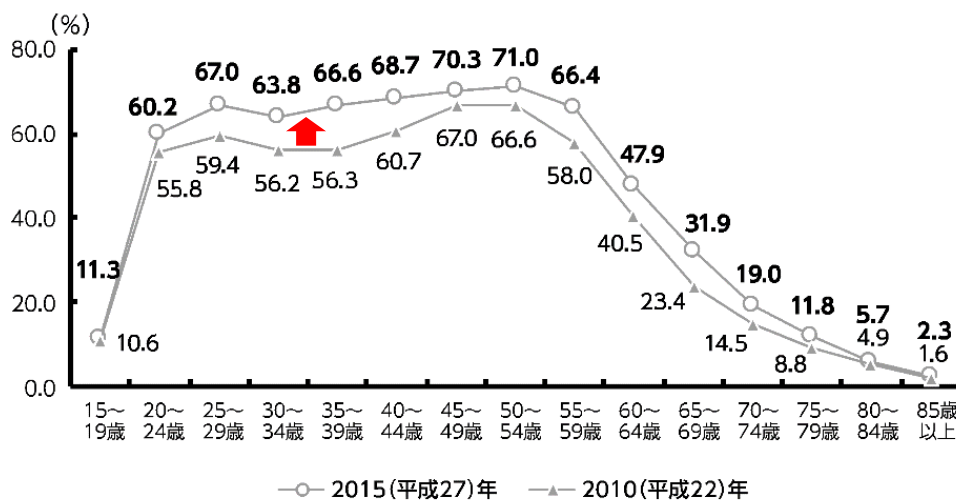
第2章 郡山市の保育・幼児教育の現状及び課題

1. 郡山市の現状課題について

(1) 多様な保育・幼児教育ニーズへの対応

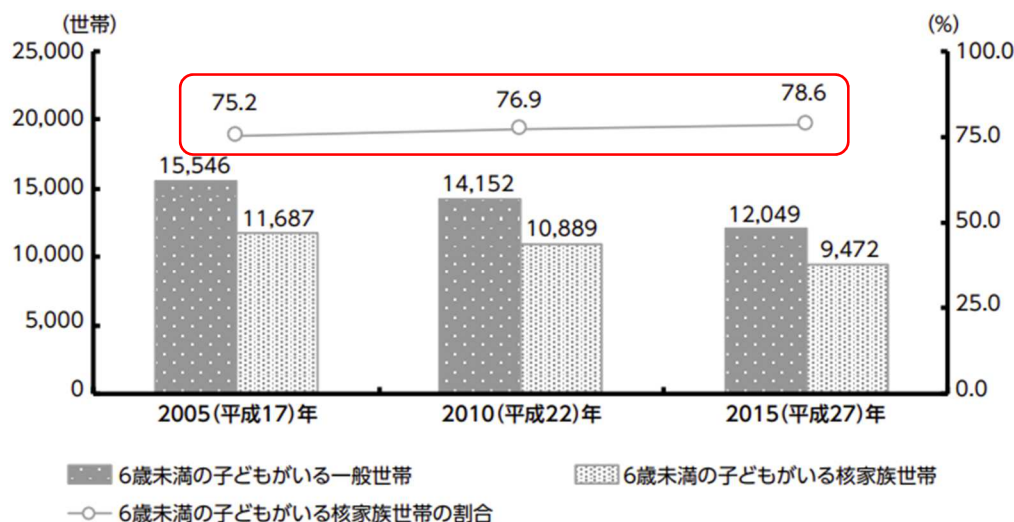
- 女性の就業率の増加に伴い、共働き世帯が増加しています。
- 世帯構成において、子どもがいる核家族世帯やひとり親世帯の割合が増加傾向にあります。
- 保護者アンケートでは、早朝や夜間、日曜・祝日の保育、施設利用中に体調不良となった場合の病児保育を求める意見が多いなど、多様なニーズへの対応が求められています。

女性の年齢別就業率の推移



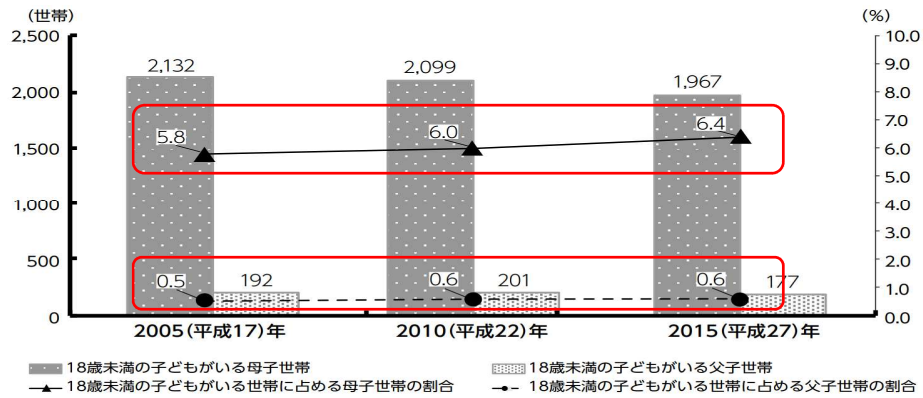
資料：国勢調査

6歳未満の子どもがいる世帯の状況



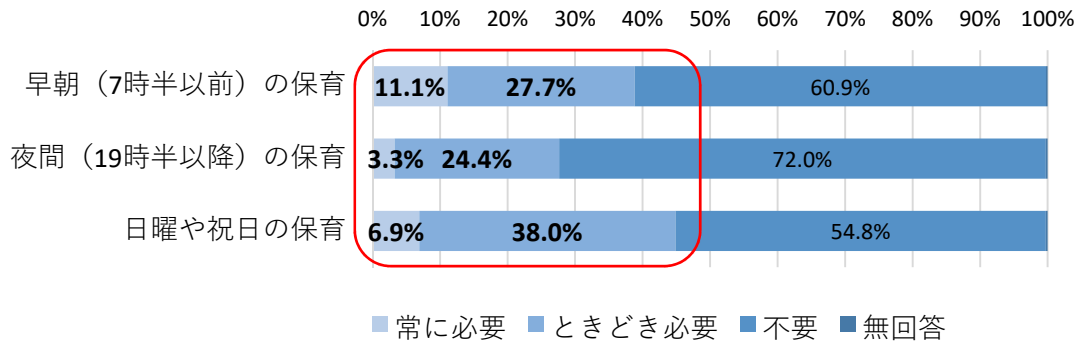
資料：国勢調査

ひとり親世帯の推移



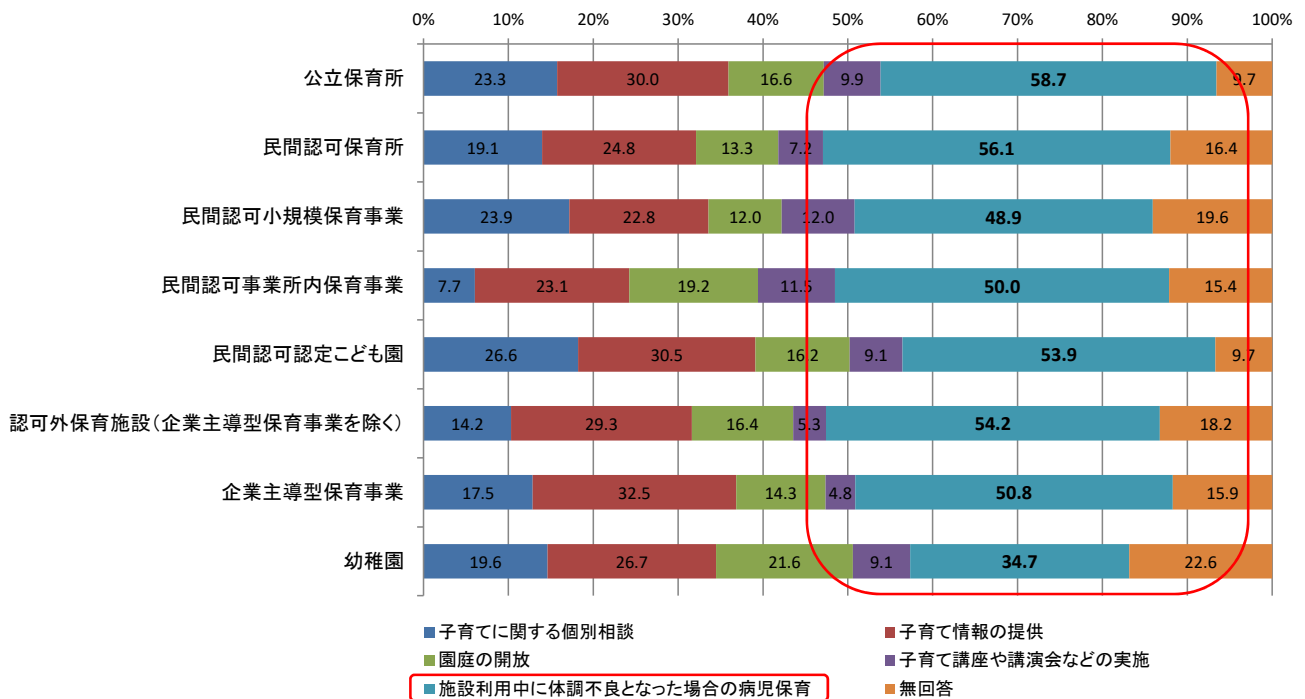
資料：国勢調査

早朝や夜間、日曜・祝日の保育ニーズ



資料：保護者アンケート

施設で行ってほしい子育て支援（施設類型別・複数回答）



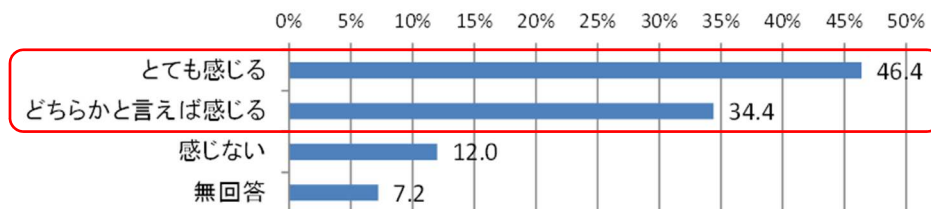
資料：保護者アンケート

(2) 障がいのある児童や特別な支援を要する児童や保護者への対応

- 施設へのアンケート結果では、障がいの診断を受けている子どもの受入れ人数や、障がいの診断は受けていないが何らかの障がいや発達の遅れが疑われる特別な支援を要する子どもの受入れ人数が増加傾向にあると多くの施設が回答しています。
- そうした子どもへの対応が施設運営上の課題となっていると約 6 割の施設が回答していることから、人的な支援や関係団体との連携支援など、支援体制の確立が必要です。
- 施設の 7 割が特別な支援が必要と思われる保護者※の人数が増加傾向にあると感じていることから、関係機関や各種支援が効果的に連携し、総合的な支援体制を整備、充実していくことが必要です。

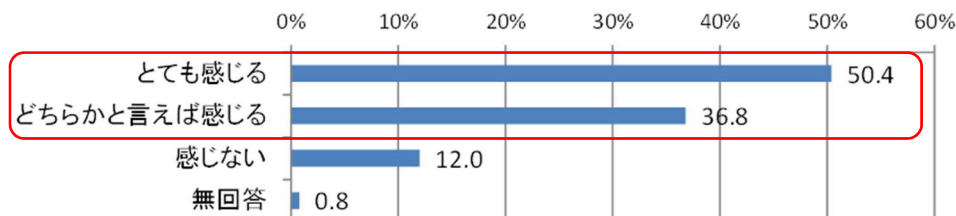
※子どもの栄養状態が悪い・無断欠席や遅刻が多い・子どもが不衛生・暴力や暴言の疑いがある・ネグレクトの疑いがある・しつけができていない・貧困などの理由により支援を必要とする保護者のこと

障がいのある児童の受入れ人数が増加傾向にあると感じますか



資料：施設アンケート

特別な支援を要する児童の受入れ人数が増加傾向にあると感じますか



資料：施設アンケート

施設運営上の課題とを感じるもの上位 3 項目 (複数回答)	
1 位	保育者の確保 (68.3%)
2 位	保育者の資質の維持・向上 (60.2%)
3 位	障がいのある児童や特別な支援を要する児童への対応 (57.7%)

資料：施設アンケート

特別な支援が必要と思われる保護者の人数は増加傾向にあると感じますか



資料：施設アンケート

(3) 保育・幼児教育の質の向上に向けた取組み

- 施設の運営上の課題として、施設の多くが保育者の資質の維持・向上と回答しています。
- 保育・幼児教育の質の向上のために必要なこととして、施設・保育者ともに、「保育者の専門職としての知識・技術の向上」が1位となっています。
- 保育者の専門職としての知識・技術の向上に取り組むうえでは、各種研修を受講することがひとつの手段ですが、受講意欲があっても、それが実現していないことが保育者アンケートの結果から見るができます。

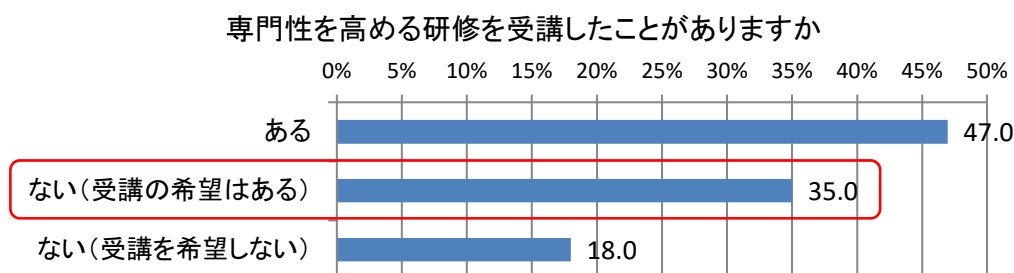
施設運営上の課題とを感じるもの上位3項目(複数回答)	
1位	保育者の確保 (68.3%)
2位	保育者の資質の維持・向上 (60.2%)
3位	障がいのある児童や特別な支援を要する児童への対応 (57.7%)

資料：施設アンケート

保育・幼児教育の質の向上のために必要なこと上位5項目(複数回答)		
順位	保育者	施設
1位	保育者の専門職としての知識・技術の向上 [76.1%]	保育者の専門職としての知識・技術の向上 [94.4%]
2位	保育者の確保・加配 [59.2%]	保育者の確保・加配 [60.5%]
3位	保育環境の安全性の向上 [47.1%]	保育環境の安全性の向上 [54.8%]
4位	障がい児や特別な支援を要する児童への対応力強化 [43.9%]	保護者とのコミュニケーションの充実 [42.7%]
5位	保護者とのコミュニケーションの充実 [36.3%]	障がい児や特別な支援を要する児童への対応力強化 [38.7%]

資料：保育者アンケート

施設アンケート



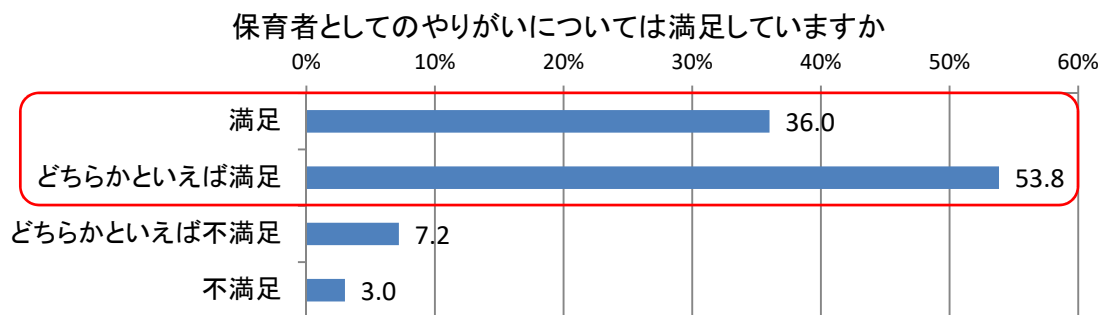
資料：保育者アンケート

(4) 保育人材の確保と中堅保育者の負担軽減

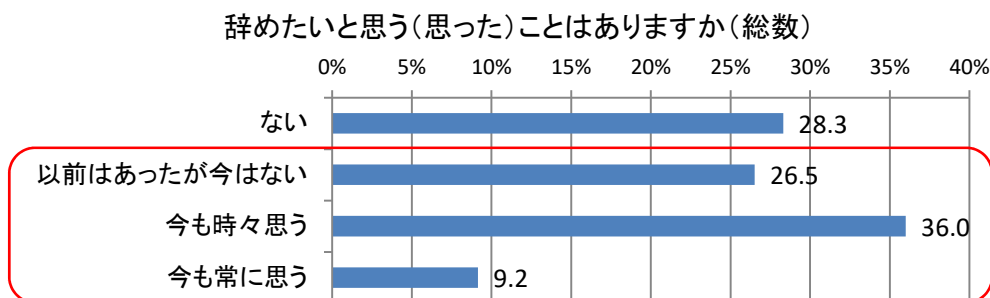
- 施設運営上の課題として「保育者の確保」が1位となっています。
- 保育者アンケートの結果では、9割の保育者がやりがいについて満足しているものの、7割以上の保育者が一度は退職を考えたことがあり、特に正規雇用かつフルタイムで働く保育者にその傾向が強く出ました。
- 現在の施設での就業年数別にみると、いわゆる中堅保育者の負担が重くなっており、保育業務以外の後輩指導や、施設管理者や若手保育者の間での立ち振る舞いについて悩みが多いものと予想されます。
- 人材の確保及び中堅保育者の負担軽減は、保育・幼児教育の質の向上にも直接つながるものであり、郡山市の保育・幼児教育の最優先課題として解決方策が求められています。

施設運営上の課題とを感じるもの上位3項目(複数回答)	
1位	保育者の確保 (68.3%)
2位	保育者の資質の維持・向上 (60.2%)
3位	障がいのある児童や特別な支援を要する児童への対応 (57.7%)

資料：施設アンケート

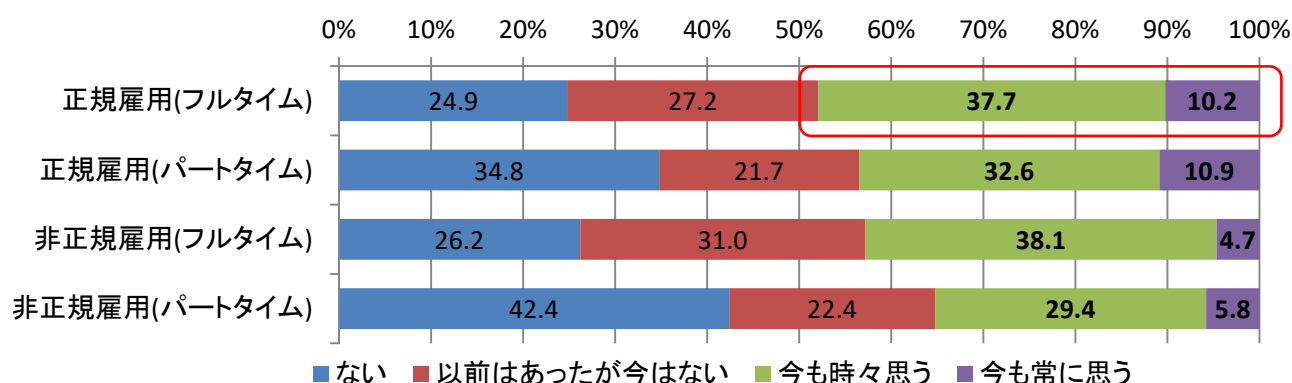


資料：保育者アンケート



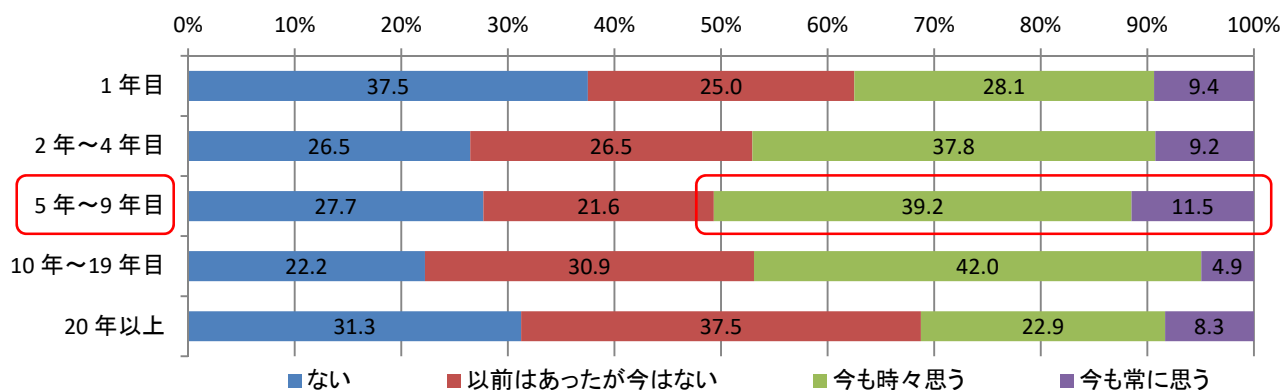
資料：保育者アンケート

辞めたいと思う(思った)ことはありますか(雇用形態別)



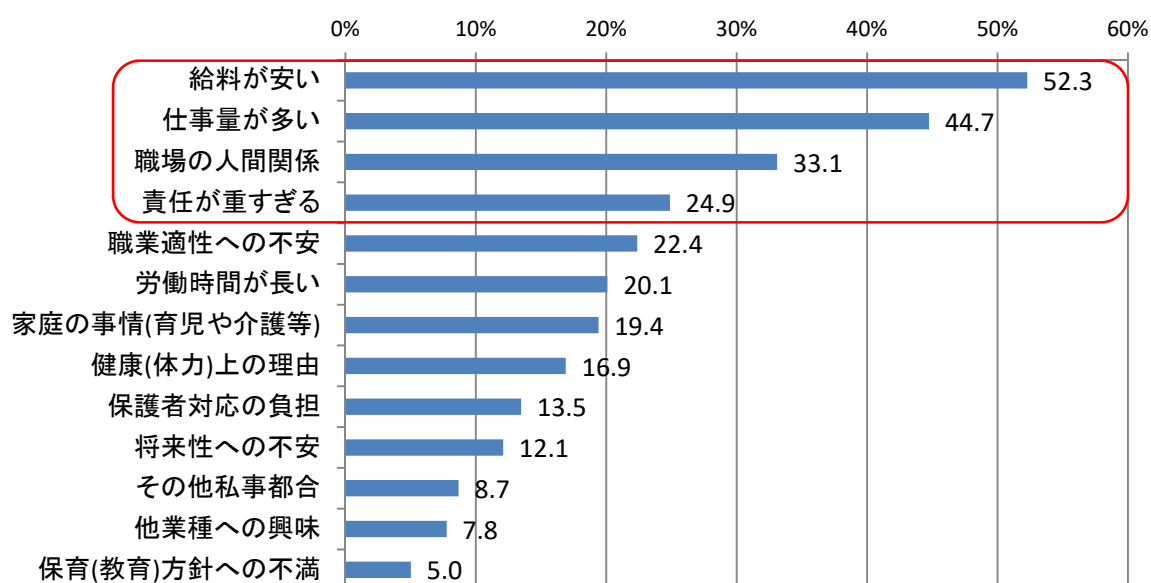
資料：保育者アンケート

辞めたいと思う(思った)ことはありますか(現在の施設での就業年数別)



資料：保育者アンケート

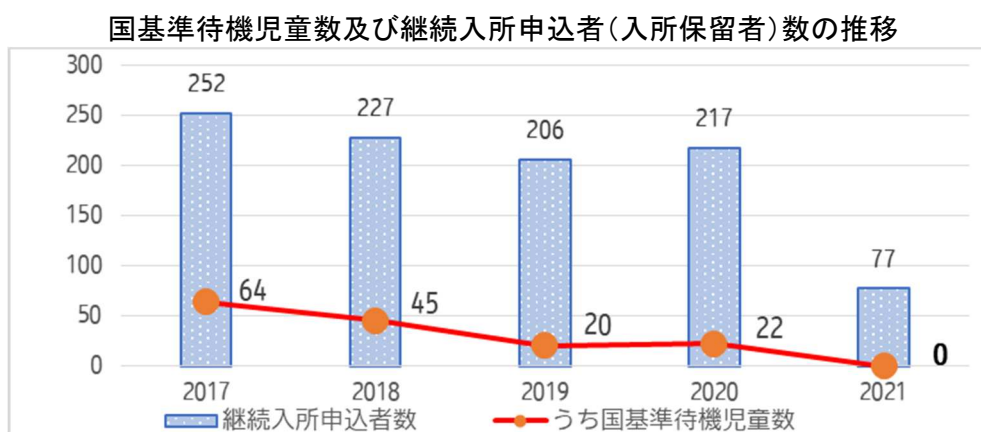
辞めたいと思う(思った)理由(複数回答)



資料：保育者アンケート

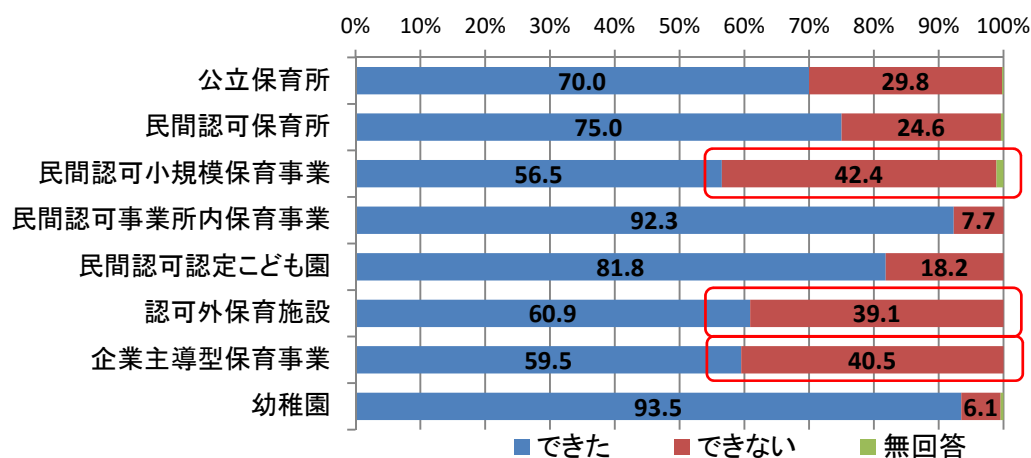
(5) 待機児童ゼロの継続

- 国基準待機児童数は2017（平成29）年度をピークに減少しており、2021（令和3）年4月に解消しました。
- 継続入所申込者（希望施設の定員に空きが出るまで待つ方）、育児休業等から職場復帰するなど年度途中に入所を希望する方、近隣市町村からの広域入所受入れなど、潜在的な需要を満たしたわけではありません。
- 今後は、年度を通した国基準待機児童ゼロを達成するとともに、継続入所申込者ゼロを目指して保護者や子どもが希望の施設に入所できる環境を整えることが求められています。



資料：郡山市保育課

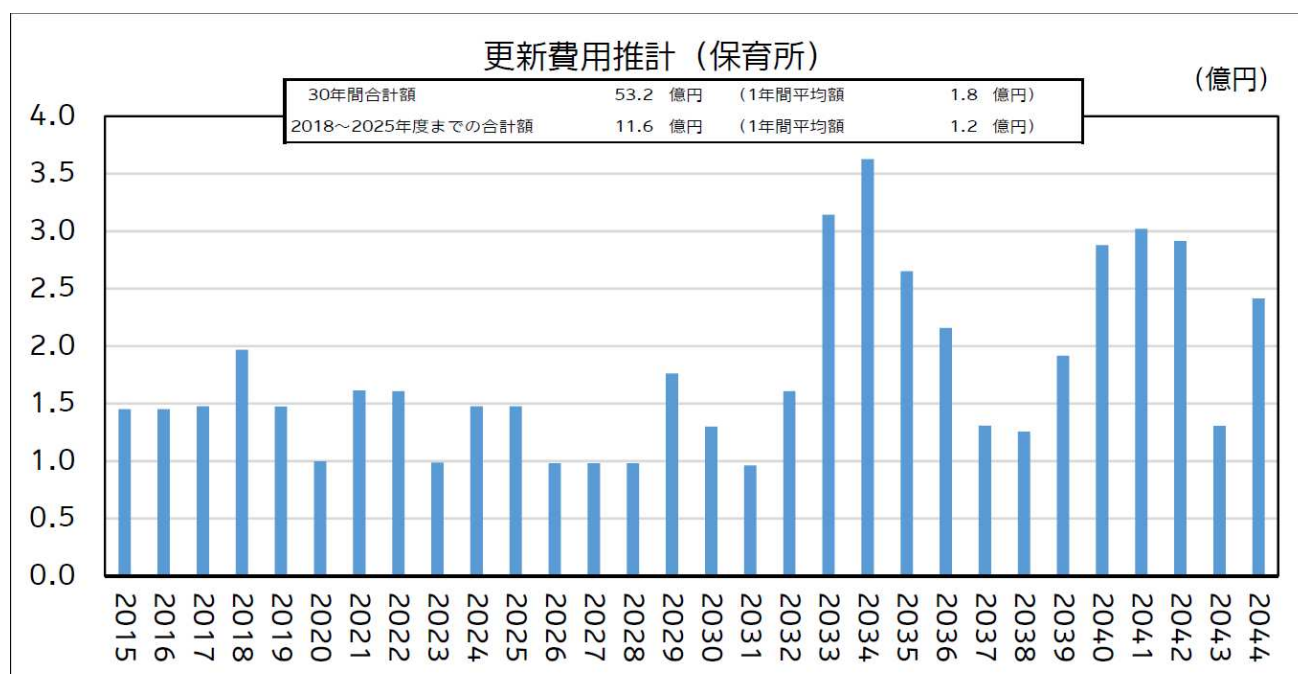
第一希望の施設にお子さんを預けることができましたか



資料：保護者アンケート

（６）変化する公立保育所の役割と施設の老朽化への対応

- 2021（令和 3）年 4 月時点の平均築年数が、民間認可保育施設 6 年に対し、公立保育所は 36 年となっています。
- 2022（令和 4）年度には 25 か所ある公立保育所のうち、20 か所が築 30 年を超えることから、少子化による保育需要の減少を見据えた更新や維持管理を計画的かつ効率的に取り組んでいく必要があります。
- 2018（平成 30）年 3 月に策定した郡山市公共施設等総合管理計画の個別計画・保育所編では、保育所を現状のまま維持し続ける場合に必要な更新費用は、30 年間の合計で約 53.2 億円となる見込みであり、2025（令和 7）年度までの 8 年間に要する費用は約 11.6 億円にのびります。
- 今後の財政推計について、高齢者の増加に伴い扶助費（児童、障がい、生活保護など福祉に関する経費）等の歳出が増加するとともに、生産年齢人口減少に伴う市税等の歳入の減少が予想されることから、公共施設等を現状規模のまま同様の手法で維持していくことは困難な状況です。
- 2020（令和 2）年に郡山市子ども・子育て会議から提出された「公立保育所の今後のあり方に関する意見書」において、公立保育所の役割として、採算性の低い地域における保育サービスの確保や特別な配慮が必要な児童への対応等、市民の保育ニーズにきめ細やかに対応する必要があるとの提案がありました。



（注）総務省ウェブサイトで公表されている更新費用試算ソフトを使用

資料：郡山市公共施設等総合管理計画の個別計画・保育所編

【公立保育所の今後のあり方に関する意見書（抜粋）】

2 公立保育所の役割について

行政機関としての公立保育所には、以下の役割があると考えます。

（１）郡山市全体の保育の質の向上

今後も保育の量の確保を計画的に進めるとともに、更なる保育の質の向上に努める必要があります。

民間事業者の中には、新制度スタート後に保育所運営を始め、保育経験の浅い事業者もあり、また、保育の実践や保護者支援に対して具体的な取組事例を必要とすることから、豊かな経験を有する公立保育所において、民間事業者との交流や研修を行うことにより、郡山市全体の保育の質の向上を牽引していく必要があります。

（２）地域における保育サービスの確保

入所児童数が少ない地域においては、民間事業者による施設運営が困難であることから、公立保育所において地域の保育サービスを確保する必要があります。

（３）特別な配慮が必要な児童への対応

障がいのある児童や医療的ケアが必要な児童、年々増加傾向にあるいわゆる「気になる子」の保育・教育や保護者支援には、保育士や看護師等の加配及びその保育方法について専門の知識や経験が必要です。

さらに、虐待の疑いがある児童、ひとり親家庭等、特別な支援が必要な家庭への対応については、児童相談所や警察、医療関係者のほか、市他部局等、多くの関係機関との関わりが必要となります。

これら特別な配慮が必要な児童については、行政機関として専門性を持ち、関係機関との連携を図ることができる公立保育所において積極的に対応する必要があります。

（４）子育て家庭に対する支援

保育所には、地域の子育て支援の拠点としての役割もあり、特に公立保育所においては、家庭保育を含めた子育て支援のほか、行政機関の窓口として、児童や家庭の状況、子育てに関する市民ニーズを把握し、市の保育施策へ反映させる機能が必要です。

3 民間活力の導入について

公立保育所は、公共施設等総合管理計画個別計画において、民間活力の導入について検討を行っていくこととなっています。

しかしながら、公立保育所は、「2 公立保育所の役割について」で記載したように、採算性の低い地域における保育サービスの確保や特別な配慮が必要な児童への対応等、市民の保育ニーズにきめ細やかに対応する必要があることから、今後、個別の施設についてその方向性を検討する際には、以下の項目について配慮するよう提案します。

（１）公立保育所の必要性

「公立保育所の役割」を実践するために、必要な公立保育所を存続させる。

（２）公立保育所の配置

民間活力の導入の検討に当たっては、「公立保育所の役割」に留意し、児童数の少ない地域の保育を継続するほか、児童の小学校へのつながりを考慮し、小学校の方部（東西南北中）ごとに保育の中核となる公立保育所を配置する。

（３）個別施設方針の検討開始について

個別の公立保育所の方針については、原則として公共施設等総合管理計画個別計画の検討開始年度に検討を開始するが、以下の①から③のいずれかの項目に該当する公立保育所については、公共施設等総合管理計画個別計画の検討開始年度に関わらず、民間活力の導入等について検討を開始する。

①老朽化等により施設の建て替えが必要となった保育所

②4月1日現在の入所率が、3年以上連続して100%を下回った保育所

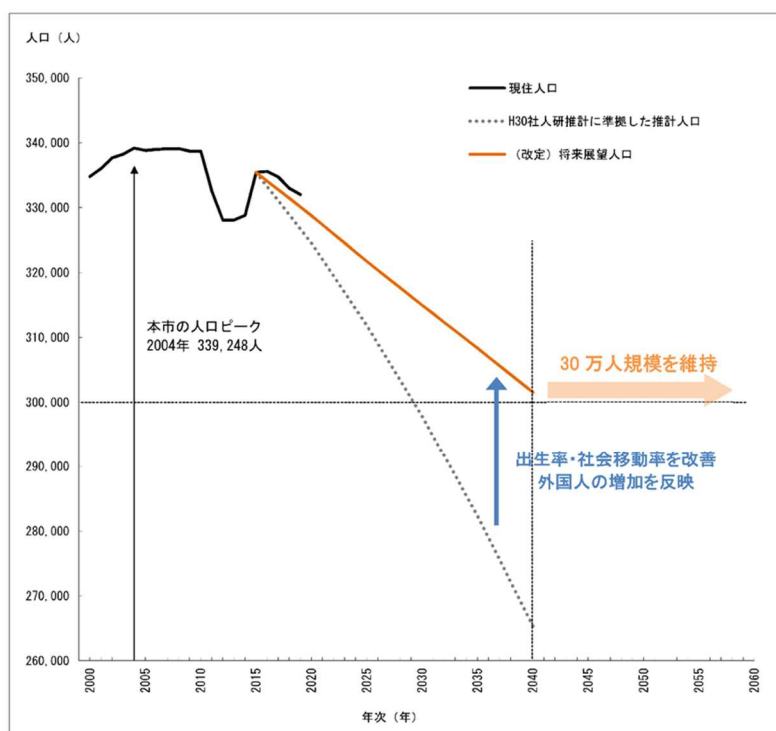
③保育施設の量が過剰と判断された地域にある保育所

ただし、待機児童の解消は最重要施策であることから、幼児教育・保育の無償化等の国の動向などにより今後の待機児童の状況に変化が生じる恐れがある場合や現に待機児童が発生している地域の保育所等、慎重に判断すべき事項がある場合は、個別施設方針の決定を数年遅らせることも必要である。

(7) 将来的な保育・幼児教育需要減少を見据えた施設配置

- 人口の減少及び高齢化は進行しており、「郡山市人口ビジョン 2020」において、現在の人口減少が継続すると 2040（令和 22）年には、郡山市の人口は約 26.5 万人となると推計されており、社会動態の改善、出生率の改善、外国人の増加を反映し、人口約 30 万人規模を維持していくことを目標としています。
- 15 歳未満の年少人口については、2015（平成 27）年時点で 41,865 人だったものが現状の人口減少が続くと 2040（令和 22）年には 25,899 人と約 6 割まで減少すると推計されており、郡山市は 2040（令和 22）年時点で 34,469 人と約 8 割までの減少で抑えることを目標人口としています。
- 郡山市における就学前児童数は、2017（平成 29）年から 2021（令和 3）年の 5 年間で 16,001 人から 14,843 人に減少しています。
- 第 2 期郡山市ニコニコ子ども・子育てプランにおいて、計画最終年度の 2024（令和 6）年度までの間、保育・幼児教育の需要は減少が進むとされています。
- 施設配置を検討していくうえでは、各種データを分析し地域ごとの需要見通しを立て、認可外保育施設の認可化や幼稚園の認定こども園化などの意向を踏まえ、公立保育所のあり方もあわせて検討することが必要です。

推計人口と（改訂）将来展望人口の比較

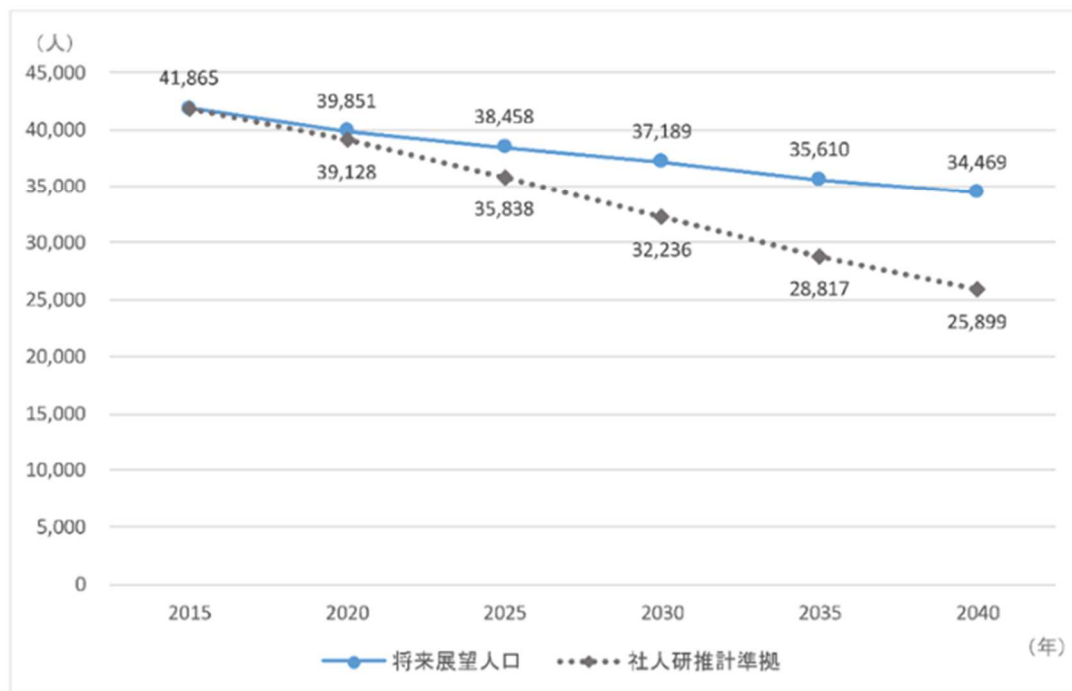


	2015年	2020年	2025年	2030年	2035年	2040年
H30社人研推計に準拠した推計人口	335,444	324,567	311,868	297,828	282,343	265,374
(改訂) 将来展望人口	335,444	328,792	321,734	314,978	308,357	301,540

■ 実績値

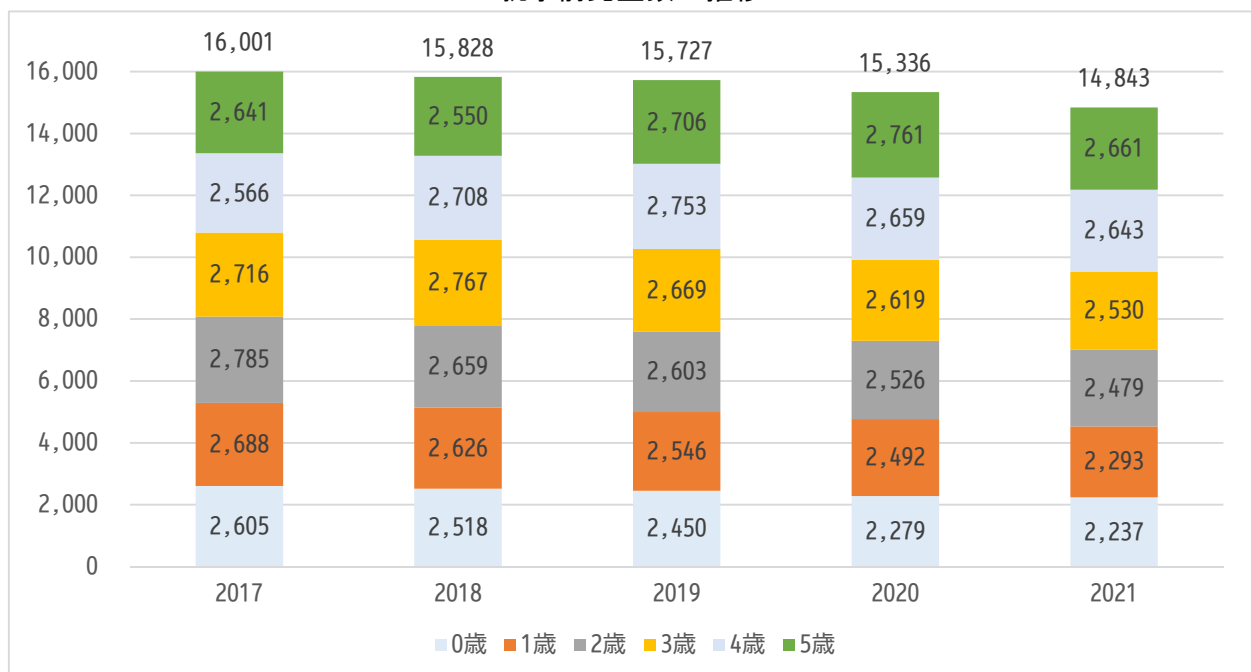
資料：郡山市人口ビジョン 2020

年少人口（0-14 歳）の比較



資料：郡山市人口ビジョン 2020

就学前児童数の推移

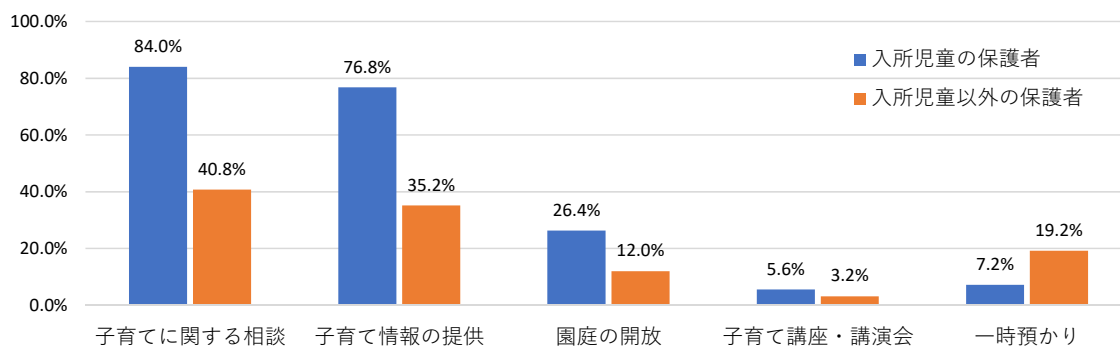


資料：郡山市保育課

(8) 子育て支援体制の構築

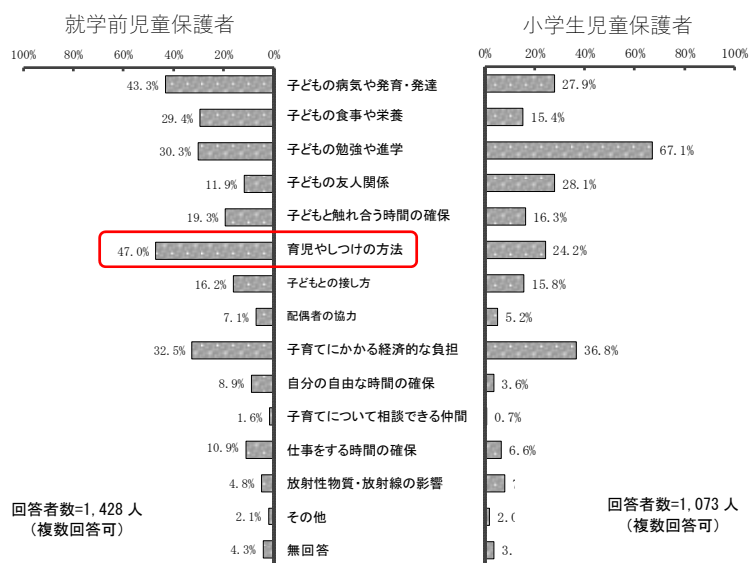
- 保育所保育指針では、保育所の役割のひとつに「入所する子どもの保護者に対する支援及び地域の子育て家庭に対する支援等を行う」とあり、他の指針等においても、地域とのかかわりが明記され、保育・幼児教育施設が、地域子育て支援を担う施設となることが期待されています。
- 2018（平成 30）年に実施した子育てしやすい環境づくりアンケートでは、就学前児童保護者の子育てに関する悩みや心配ごととして、「育児やしつけの方法」が4割を超える回答があり、子育てへの不安を抱える保護者が多くいることがうかがえることから、引き続き相談を受ける体制を整える必要があります。

子育て支援の実施状況



資料：施設アンケート

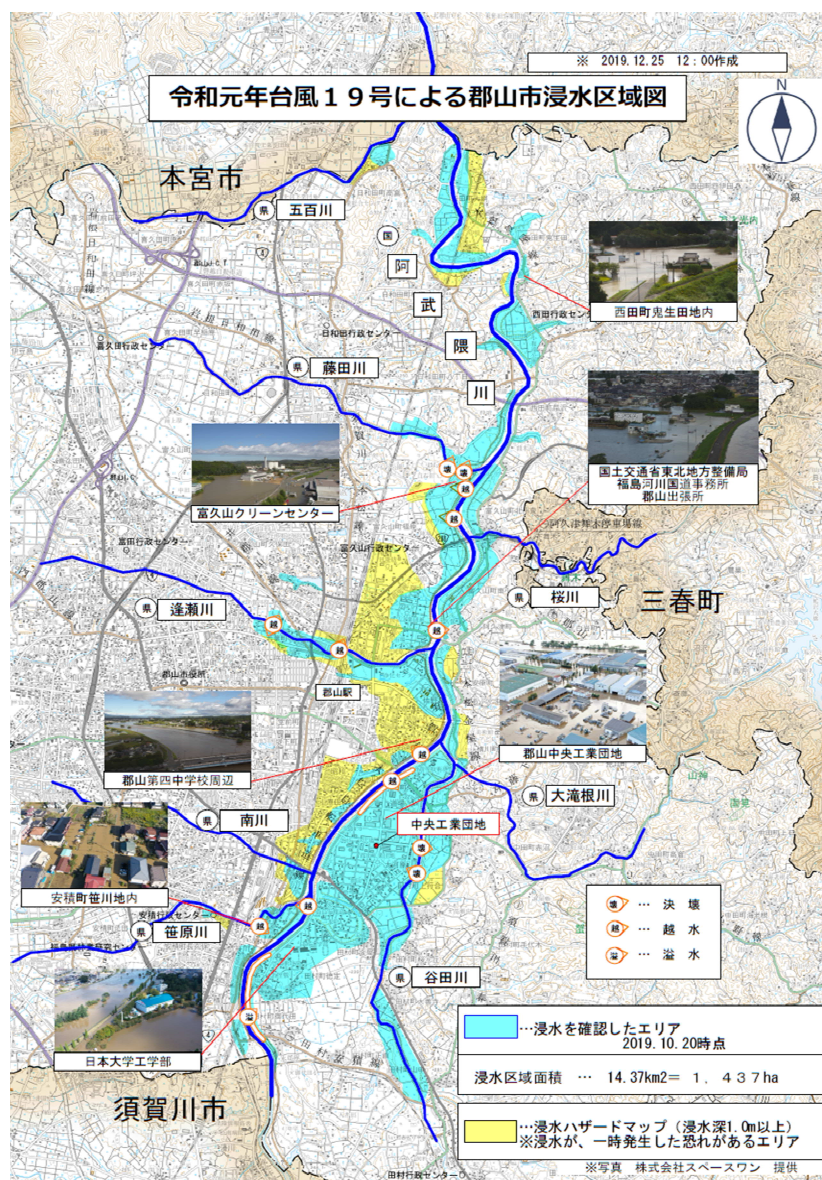
子育てに関する悩みや心配ごと



資料：子育てしやすい環境づくりアンケート（平成 30 年）

(9) 新型コロナウイルス感染症を含む災害への対応

- 直近の豪雨災害である令和元年東日本台風に伴う大雨では、市内の保育・幼児教育施設3施設が床上浸水し、数日間の休所・休園となりました。
- 新型コロナウイルス感染症対策では、遊具や玩具のこまめな消毒、保護者や子どもに陽性者が出た際の保健所との連絡、保育者自身が感染しないよう休日でも外出を控えるなど、現在も各施設が手探りで対応に苦慮していることがアンケートの自由回答でも見受けられました。
- 子どもたちが安心して施設で過ごすためには、このような大災害発生や感染症流行などの緊急事態時においても、子どもたちの安全を確保した上で、保育・幼児教育を提供できるよう、市の支援や施設間の連携・協力体制づくりが必要です。



資料：郡山市河川課

2. 課題の総括

全国の動向及び郡山市の保育・幼児教育の現状と課題について以下にとりまとめ、方向性の分類案について整理します。

踏まえるべき現状と課題		方向性の分類案
全国的な動向	少子高齢化	—
	子ども・子育て新制度及び幼児教育・保育の無償化	保育・幼児教育の質
	女性の出産・子育て期の就業率の上昇	多様なニーズへの対応
	特別な配慮を必要とする子どもの増加	保育・幼児教育の質
	保育者の不足	保育・幼児教育の質
郡山市の現状課題	多様な保育・幼児教育ニーズへの対応	多様なニーズへの対応 子育て支援体制
	障がいのある児童や特別な支援を要する児童や保護者への対応	保育・幼児教育の質 子育て支援体制
	保育・幼児教育の質の向上に向けた取り組み	保育・幼児教育の質
	保育人材の確保と中堅保育者の負担軽減	保育・幼児教育の質
	待機児童ゼロの継続	保育・幼児教育の質
	変化する公立保育所の役割と施設の老朽化への対応	公立保育所のあり方
	将来的な保育・幼児教育需要減少を見据えた施設配置	保育・幼児教育の質 公立保育所のあり方
	子育て支援体制の構築	子育て支援体制
	新型コロナウイルス感染症を含む災害への対応	子育て支援体制

上位課題に基づき、基本方針等について設定を行います。

第3章 ビジョンの基本的な考え方

1. 基本理念・基本的な視点・目指す子ども像

基本理念

「子どもの想い」を第一に考えるまちこおりやま

上位計画である「第2期郡山市ニコニコ子ども・子育てプラン」の基本理念を踏襲

「児童憲章」「児童の権利に関する条例」「郡山市こども条例」の理念を踏まえ、子どもを『独立した人格と尊厳を持ち、権利を享有し行使する主体』と捉えるとともに、『子どもを第一に考えるまち』を目指して定められた基本理念

基本的な視点

- (1) 子どもの最善の利益を尊重する視点
- (2) SDGsの視点
- (3) セーフコミュニティの視点
- (4) こおりやま広域連携中枢都市圏

上位計画である第2期郡山市ニコニコ子ども・子育てプランの考え方を基に整理

目指すべき子ども像

- 成長段階に応じた学び、遊び等を通じて人間関係を構築し、自ら意見を表明するなど主体的に社会に参加できる子ども
- 障がいやいじめ、家庭の事情に悩み又は苦しむことがなく安心して生きていくことができる子ども
- 自らを大切に思う気持ちや他者を思いやる心をはぐくみ、規範意識を身に付けることにより、他者の人権を尊重することができ、次代の社会を担うことができる子ども

「郡山市子ども条例」第3条『基本理念』から導き出せる子ども像

第3条には子どもへの支援の基本理念が定められており、この基本理念に基づいて行われる支援により、どのような子どもに成長してほしいかが示されている。

また、保育所保育指針、幼保連携型認定こども園教育・保育要領及び幼稚園教育要領に示される「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」は当然に目指すべき子ども像である。

2. 保育・幼児教育ビジョンの基本的な視点の解説

(1) 子どもの最善の利益を尊重する視点

- 子どもは、基本的人権を持つ一人の人間として社会の愛情の下に養育され、自らも社会の一員としての様々な役割を果たしながら成長を遂げていくことが必要です。
- 幼児期の人格形成を培う保育・幼児教育については、良質かつ適切な内容及び水準のものとなるように配慮し、子どもの健やかな成長と発達を保障するとともに、子どもの主体性を尊重し、『子どもの想い』に耳を傾けながら「児童の権利に関する条約」に定められている「児童の最善の利益」が実現される社会を目指し、取組みを進めます。

(2) SDGs の視点

- SDGs とは、「Sustainable Development Goals（持続可能な開発目標）」の略称で、2015（平成27）年にニューヨーク国連本部の「国連持続可能な開発サミット」において採択された国際社会の総合的な目標であり、17 のゴール（目標）から構成され、「誰一人取り残さない」社会の実現のために先進国も途上国もすべての国が関わって解決していくものです。
- 郡山市では、2019（令和元）年7月1日、自治体による SDGs の達成に向けた優れた取組みを行う都市として、県内で初めて「SDGs 未来都市」に選ばれました。
- 選定都市の中でも特に先導的な取組みであって、多様なステークホルダーとの連携を通し、地域における自律的好循環が見込めるものとして、東北で初めて「自治体 SDGs モデル事業」にも選ばれました。
- 将来世代につなぐ持続可能なまちづくりを進めるため、保育・幼児教育についても SDGs の視点を取り入れます。

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS

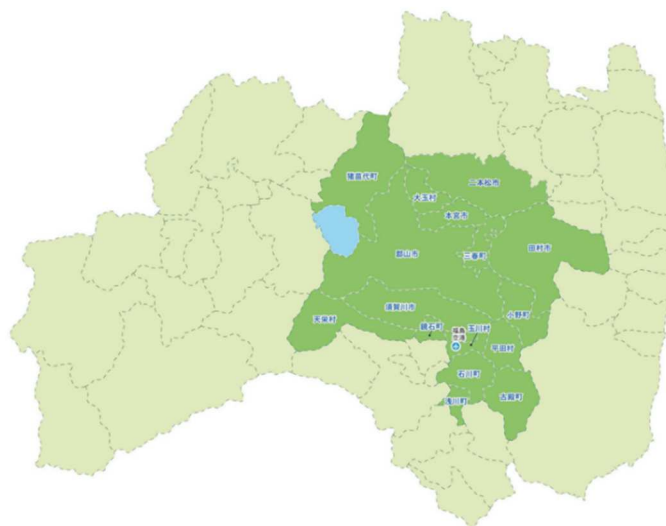


（３）セーフコミュニティの視点

- セーフコミュニティとは、「けがや事故などは偶然の結果ではなく、原因を究明することで予防することができる」という基本理念に基づいて、地域全体が協働でけがや事故の予防活動など、安全・安心の取組みを行っている地域のことです。
- 郡山市では、東日本大震災からの復興により、震災前の快適で暮らしやすいまちを取り戻すだけではなく、より一層の安全と安心に包まれたまちづくりを加速させるため、2014（平成26）年、WHO（世界保健機関）が推奨するセーフコミュニティの国際認証取得を目指して活動を開始し、2018（平成30）年2月2日に国内15番目の国際認証都市となりました。
- セーフコミュニティ活動は、様々なデータの分析により見えてくる地域の課題を解決するために、町内会をはじめとする地域団体、企業、行政等がそれぞれ行っている安全・安心の取組みを、分野を越えて実施することで、より有効に展開することができます。
- けがや事故の減少により、市民の誰もが求める「安全・安心」の向上や、地域住民、関係機関、各種団体と行政が協働することによる情報や連帯意識の共有、国際基準による安全・安心の取組みを行う自治体としての地域イメージの向上が期待されます。
- 郡山市の保育・幼児教育においても、郡山市の未来をつくる主役である子どもたちの安全・安心の確保が重要であることから、この視点を取り入れます。

（４）こおりやま広域連携中枢都市圏

- 郡山市では、16市町村で連携してこおりやま広域連携中枢都市圏を形成し、構成する市町村が自律的にまちづくりに資する個別的事業連携を進め、お互いの強みをいかした「広め合う、高め合う、助け合う」関係の構築を推進するとともに、持続可能な圏域形成を目指しています。
- 従来から、保護者の就労環境などから市に居住する子どもを他の市町村にある保育所等に入所させ、または他の市町村に居住する子どもを市の保育所等に入所させる広域入所などを実施しており、このような助け合う取組みを引き続き基本的視点として取り入れることで、地域の将来を見据えた、より実効性の高い施策を展開します。



【参考資料】

第1章	ビジョンの策定にあたって ※本資料について記載
第2章	郡山市の保育・幼児教育の現状及び課題について ※本資料にて記載
第3章	ビジョンの基本的な考え方 ※本資料にて一部記載
第4章	基本方針と取組みの方向性 ※各種課題に対しての取組み方針を記載
第5章	取組みの推進にあたって ※下記項目について今後検討を予定 ○連携体制の考え方 ○今後の進め方・計画の見直し ○進捗状況の管理 等
資料編	・策定の経過（子ども・子育て会議記録概要等） ・各種アンケート結果の詳細等 ・パブリックコメントの概要と結果